

【欧州】欧州特許のラオスでの有効化（validation）が 2025 年 4 月 1 日より可能に
2025 年 4 月 1 日、ラオス人民民主共和国での欧州特許の有効化を可能とするバリデー
ション協定が発効しました。本協定の締結の経緯につきましては弊所知財トピックス
2024 年 6 月掲載分をご参照ください。

<https://www.saegusa-pat.co.jp/topics/15264/>

これにより、2025 年 4 月 1 日以降に出願された欧州特許出願（PCT 経由の欧州特許
出願を含む）においてラオスを指定することにより、当該欧州特許出願について付与さ
れる欧州特許をラオスで有効化できるようになりました。ラオスにおいて有効化された
欧州特許には、同国において許可された国内特許と同じ権利及び法的保護が付与される
こととなります。

詳細につきましては EPO の以下 URL をご参照下さい。

[https://www.epo.org/en/news-events/press-centre/press-
release/2025/1358319](https://www.epo.org/en/news-events/press-centre/press-release/2025/1358319)